⑼　法の規定により罰金の刑を受けたとき。
⑽　法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
⑾　協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
⑿　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。
（報告事項）
第６条　定款第12条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
⑴　法第７条に規定する登録換えをしたとき。
⑵　法第８条に規定する変更の届出を行ったとき。
⑶　法第10条第１項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
⑷　法第24条の６の２各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
⑸　法第24条の６の９に規定する事業報告書を作成したとき。
⑹　法第24条の６の10の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
⑺　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。
（本協会への承認申請、届出、報告等）
第７条　協会員は、第５条に規定する届出を行うときは、本協会の主たる事務所（以下「本部」という。）に対して、第６条に規定する報告を行うときは、本店の所在地を管轄する支部を経由して行うものとする。
２　前項に規定するもののほか、定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、本部に対して行うものとする。ただし、本協会が特に指定したものについては、この限りでない。
（加入申請書の添付書類）
第８条　定款第16条第２項に規定する貸金業者の加入申請書の添付書類は、次のとおりとする。
⑴　直近の貸金業登録申請書控え（１面～８面）の写し
⑵　前号の登録を証する書面の写し
⑶　貸金業の業務に関する社内規則の写し
⑷　会費計算書
⑸　その他本協会が必要と認める書類
（加入の承認の通知）
第９条　本協会は、定款第16条の規定により、加入申請書につきその加入を承認したときは、その旨をその加入申請者及び各協会員に通知する。
（加入金の額）
第10条　定款第18条第２項に規定する加入金の額は、20万円とする。
（協会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表）
第11条　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。
⑴　定款第19条の規定により退会を承認したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行うとき。
⑶　定款第22条の規定により勧告を行うとき。
２　本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員につき、その旨を各協会員に通知する。
⑴　定款第９条第２項の規定により会員権が消滅したとき。
⑵　定款第21条第１項の規定により処分を行ったとき。
３　本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
（秘密の保持等）
第12条　役員、自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。
（兼任の禁止）
第13条　自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会の一を構成する委員は、定款に定めがある場合を除き、他を構成する委員を兼ねてはならない。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成23年10月１日から施行する。
なお、この規則の改正にかかる規定は、平成23年３月31日における業務報告書を作成した場合についても適用する。

附　則

この規則は、平成30年１月１日から改正施行する。
（29.12.20　第９回理事会決議）
改正条項は次のとおり。
・第４条、第８条及び第13条を改正

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人小田敏美は願により公証人を免ぜられた°（１１月四日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成三十年二月一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年二月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称
（一）平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿
（二）平成二十八年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十八年度都市部官民境界基本調査簿
（三）平成二十七年度山村境界基本調査図及び平成二十七年度山村境界基本調査簿
（四）平成二十八年度山村境界基本調査図及び平成二十八年度山村境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　熊本県熊本市の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　愛媛県宇和島市、高知県土佐清水市、大分県佐伯市の一部

四　第一項（三）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　熊本県八代市、宮崎県椎葉村の一部

五　第一項（四）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県大槌町、新潟県魚沼市、島根県益田市、岡山県岡山市、徳島県那賀町、愛媛県四国中央市、熊本県八代市の一部

公　　告

諸　事　項

工場財団

秋田市向浜一丁目３番７号**株式会社ナチュラルエナジージャパン**の秋田市向浜一丁目１番186株式会社ナチュラルエナジージャパン秋田バイオガス発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年２月14日　　秋田地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３０６３号
三重県亀山市本丸町579番地11
申立人　服部　和史
本籍三重県亀山市川合町543番地、最後の住所三重県亀山市川合町717番地、死亡の場所三重県鈴鹿市、死亡年月日平成22年10月13日、出生の場所三重県鈴鹿郡井田川村、出生年月日昭和13年１月15日、職業無職
被相続人　亡　伊藤　陽理
三重県津市本町29番24号ドゥナーレ津新町Ⅰ棟１階104号　樋上益良法律事務所
相続財産管理人　弁護士　樋上　益良
津家庭裁判所

平成２９年（家）第３０６６号
三重県津市半田1994番地
申立人　須川　　勝
本籍三重県津市安濃町内多1416番地、最後の住所三重県津市安濃町内多1416番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成29年11月４日頃、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和31年８月３日、職業不詳
被相続人　亡　北角　靖之
三重県津市大谷町21番８　さくら総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一
津家庭裁判所